

令和8年度 生徒配布用シラバス「生徒指導に関すること」

1 生徒指導部の目標

本校は、教育目標及び経営方針に従い、学校における教育活動のすべての場と機会を通して、生徒一人一人の健全な成長を促すとともに、生徒自ら現在及び将来における自己実現を図っていくための「自己指導能力」を育てることと、そのようなことが実践可能な環境や雰囲気を作ることを生徒指導部の目標としています。

「自己指導能力」とは、生徒が自ら判断し、行動し、その結果に責任をもつ能力です。自分から進んで学び、自分で自分を指導していくという力、自分から問題を発見し、自分で解決しようとする力になります。

2 生徒指導の充実へ向けた具体的な指導

「生徒指導の充実」へ向けて、具体的に次のような指導を行います。

(1) 自主的・自発的な行動を支える「基本的な生活習慣の確立」

- ア あいさつの励行
- イ 場に応じた服装・態度
- ウ 時間の厳守と授業への集中
- エ 正しい言葉遣い

(2) 自らが律するための「規範意識の醸成」

- ア 校則を守り行動するという自律性の確立
- イ 通学時の交通安全
 - (ア) JR やバスなど公共交通機関の利用マナーの向上
 - (イ) 交通ルールの厳守や交通安全の励行

(3) 自己実現を図っていくための「自己指導能力の育成」

- ア 学校行事やボランティア活動などへの積極的な参加
- イ 生徒会活動や部活動への主体的な参加
- ウ 鹿児島東高校や近隣の学校との協働

3 通学について

交通機関を利用した際は、乗車マナーを守り、周りの乗客に迷惑を掛けることがないようにします。学校までの自転車通学は許可していません。ただし、最寄りの駅やバス停までは、駐輪場が確保できる場合のみ許可しますので担任へ届けてください。

また、歩きながらのスマートフォンや飲食等は、事故につながり品位を損なうため絶対に行わないようにします。緊急での連絡等の際は、他の乗客に迷惑が掛からない場所で行います。菓子類の校内持ち込み、登下校時の飲食については原則禁止ですが、水分補給のための自動販売機での購入は認めます。また、登下校中に用事がある場合は、保護者から担任への申し出で担任の許可を得てください。

4 制服の着こなし・身だしなみ等について

あいさつや服装は、生活の基本になります。制服は「カジュアルウエア」（くだけたふだん着や街着、日常着）ではなく、「フォーマルウエア」（ふだん着とは違う改まった服装、ルールやマナーを踏まえたその場に応じた服装）です。また、頭髮も制服の一部です。高特支生らしい髪型・制服を常に意識した生活を送りましょう。

【頭髪等について】

- ・前髪は眉毛が隠れないように切りそろえる。
- ・染色、脱色などは禁ずる。
- ・スプレー等、香料の強い整髪料などを使用しない。
- ・ストレートパーマ、エクステ(付け毛)などは禁止する。
- ・襟線より長くなったら結ぶか団子結びにする。(適正な場所)
- ・カットは極端な長短不揃いにしない。
- ・眉毛に極端に手を加えない。
- ・カチューシャ等は禁止する。
- ・ゴムは、黒色・紺色・茶色で、装飾品はつけない。

【スラックスについて】

- ・ベルト(黒・紺・茶)をしっかりとしめ、腰より下にスラックスが下がらないようにする。また、冬服・合服ではシャツの裾がスラックスから出ないようにする。
- ・スラックスの裾がほつれていたり、破れていたりする場合は、補正する。



【スカートについて】

- ・スカートのウエスト部分を折り曲げたり、スカート丈を短くしたりしない。

【靴下について】

- ・白・黒・紺の無地(ワンポイント刺繍可)
- ・柄物の靴下やくるぶしが見えるローソックスは履いてこない。
- ・寒い場合は、防寒として黒(無地)のタイツは認める。

【通学靴について】

- ・学校指定の革靴(儀式では革靴のみ)
- ・運動靴(白を基調とした華美でないもの)
- ・ハイカットシューズは禁止する。

【ネクタイ、リボン、その他身なりについて】

- ・冬服・合服のときはネクタイ、リボンを必ず着ける。
- ・プレザーのボタンはしっかり留めて着用する。
- ・ピアスやマニキュア、化粧、装飾品等の使用は禁止する。

【通学靴について】

- ・学校指定の革靴(儀式では革靴のみ)、運動靴(白を基調とした華美でないもの)
- ・ハイカットシューズは禁止する。

【防寒着について】

- ・防寒着については登下校の着用は可能だが、華美でなく、単色で風を通さないものとする。しかし、アンダーウェア等、制服の外から見えないもので工夫するなどして、基本は制服をしっかりと着こなすようにする。
- ・ベスト・セーターは、学校の行事等の際は学校指定のものを着用する。
- ・華美でないネックウォーマー(マフラー)や手袋・ジャンパー等は認めるが、校舎内(脱靴場入口)では外す。着る際も、校舎外(脱靴場)で着用する。

*1年間等の試行期間を設けています。守れない場合は変更した校則を見直します。

5 学校への持ち物について

- (1) 学校生活に不要なもの、高価なもの、華美なもの、菓子類は持ってこないようにします。また、必要以上の金銭を所持してはいけません。
- (2) 校内での携帯電話・スマートフォンの使用は禁止です。校内への持込は、必ず「携帯電話等校内持込届」を提出し、電源を切って担任に預けます。

6 校外での生活について

外出時の服装は本校生徒としての品位を保つとともに、必ず行き先や帰宅時刻、同伴等を家の人に伝えます。なお、身分証明証は必ず携行しましょう。夜間の外出は禁止です。やむを得ず外出する際は、保護者同伴とします。また、生徒だけの外泊は認められていません。